

社会福祉法人鶴翔福社会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴翔福社会（以下「本会」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対する報酬等については、勤務形態に応じて次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 常勤役員については、報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員のうち、理事長については、報酬を支給することができる。
- (3) 理事長を除く非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、理事会及び監事監査に出席したときは、別表1により費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員の報酬等)

第4条 理事長に対する報酬の総額は、年額600,000円以内とする。

- 2 交通費の費用弁償については、社会福祉法人鶴翔福社会職員給与規程第15条に準じて支給する。
- 3 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給方法は、理事長が別に定める。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い「理事長報酬規程(平成19年6月1日制定)」は廃止する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和5年6月19日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

日額5,000円

社会福祉法人鶴翔福社会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴翔福社会定款第8条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、職員等旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

費用弁償の額日額5,000円